

ご遺族のための 手続きガイド

熊本市
Kumamoto City



ご遺族の皆さまへ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご不安をお持ちのご遺族さまもおられることと存じます。

この「ご遺族のための手続きガイド」では、区役所での手続きをはじめ、市役所及び市役所以外での手続きも併せてご案内しております。

この手続きガイドをご利用いただくことで、皆さまのご負担を少しでも和らげることができましたら幸いです。

熊本市

お知らせ

- この手続きガイドでは、死亡届提出後に必要となる手続きを記載しております。
- 亡くなられた方の状況によっては、この手続きガイドに記載のない手続きが必要となる場合があります。
- 熊本市では「ホームページや手続きガイドを見てもよくわからない」「手続きに不安がある」といったご遺族さま向けに、「ご遺族サポートサービス」を設置しております。詳しくは4ページ「ご遺族サポートサービスのご案内」をご確認ください。
- ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる案内サービス「熊本市くらしの手続きガイド」を導入しております。ぜひご利用ください。

熊本市くらしの手続きガイド

URL ▶ <https://ttzk.graffer.jp/city-kumamoto>

熊本市 手続きガイド

検索



もくじ

■死亡届、火葬について	p.2
■相続人代表者指定届、葬祭費の支給申請について	p.3
■ご遺族サポートサービスのご案内	p.4
■戸籍、住民票について	p.5
■区役所での手続き一覧	p.7
■区役所での手続き概要	p.10
■市役所での手続き一覧	p.27
■区役所・市役所以外での手続き一覧	p.29
■庁舎等施設案内及び問合せ先	p.31
■委任状に関するご案内	p.41

死亡届、火葬について

死亡届の提出

死亡届は届出の義務があります。亡くなられたことを知った日から**原則 7 日以内**に届出資格のある方が届け出てください。窓口への提出は代理の方でも可能で、火葬の手続きと併せて葬儀会社の方が持参されることが多いです。

死亡届を提出いただきますと、死体火葬許可証を交付します。

火葬をするには

火葬場は、2 か所あります。このうち、熊本市斎場には通夜・告別式に利用できる式場を併設しております。火葬には、死亡届を提出いただいた際に交付された死体火葬許可証が必要となります。火葬時間などは、それぞれの問合せ先にお問い合わせください。

名 称	所在地・問合せ先	
熊本市斎場（15 炉）	東区戸島町 796	☎ 380-3350
熊本市植木火葬場（2 炉）	北区植木町滴水 626	☎ 272-0161

memo

相続人代表者指定届、葬祭費の支給申請について

ここに記載した手続きの用紙は、該当する方が多い手続きのため、死亡届を提出いただいた際に共通してお渡ししております。

ただし、時間外窓口や総合出張所に死亡届を提出いただいた場合は、資格状況の確認ができないため、該当にならない用紙もお渡ししておりますのでご了承ください。

【相続人代表者指定届】 相続人代表者を決める ※代表者を決定してからご来庁ください。

相続人を代表して、市役所から送付する以下の制度の関係書類の受領や、給付金、還付金の請求、受領などの手続きを行うため、相続人代表者指定（変更）届を提出してください。

- 市県民税の還付手続き
 - 介護保険料・後期高齢者医療保険料の還付手続き
 - 介護保険 高額介護サービス費の支給手続き
 - 後期高齢者医療 高額療養費の支給手続き
 - 後期高齢者医療・介護保険 高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給手続き
 - 市県民税・介護保険・後期高齢者医療に関する通知などの送付先の変更手続き
- ※非課税の方については、市県民税の手続きは対象外となります。

- ・ 亡くなられた方の納税義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- ・ 相続放棄をした方は相続人になりません。
- ・ 相続人代表者はあくまで手続き上の代表者で、相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・給付の権利が承継されるわけではありません。
- ・ ①還付金、給付金の振込先となる相続人代表者名義の口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）、②住民票上の同一世帯の方以外が相続人代表者となる場合は、亡くなられた方との関係を確認できる書類（戸籍（除籍）事項証明書など）を併せて提出してください。

※国民健康保険高額療養費の払戻し申請、国民健康保険料の還付手続きなどは、別に手続きが必要となります。

【国民健康保険葬祭費支給申請書】【後期高齢者医療葬祭費支給申請書】 葬祭費の支給申請

亡くなられた方が

- 国民健康保険に加入していた場合：喪主または施主
- 後期高齢者医療制度に加入していた場合：喪主

に対して葬祭費が支給されます。

- ・ 社会保険に加入していた場合は、区役所・総合出張所ではなく、加入先の保険者（会社など）への申請となります。
- ・ 手続きには、①亡くなられた方のマイナ保険証または資格確認書、②葬祭執行者の預金通帳など、③葬祭を行った方および葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状、葬儀代の領収書または請求書など）が必要です。

これらの手続きの用紙について、あらかじめご記入の上、次回来庁時に提出してください。

配布用紙	手続き対象者
相続人代表者指定届	65 歳以上の方
国民健康保険葬祭費支給申請書	国民健康保険加入者
後期高齢者医療葬祭費支給申請書	後期高齢者医療制度加入者

受付窓口・問合せ先
各区役所区民課 国保年金窓口
各総合出張所 国保年金窓口

ご遺族サポートサービスのご案内

熊本市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「ご遺族サポートサービス」を設置しております。

ご利用には、**事前に電話予約が必要です。**

できること

●書類の記入を省略できます

電話予約の際に、亡くなられた方の住所・氏名などの基本的な情報を聞き取ります。聞き取った情報はあらかじめ申請書に印字するため、窓口での書類の記入を省略できます。

予約方法

※ご予約は各区役所において、ご希望の日の3日前までをお願いします。

※ご遺族サポートサービスをご利用されず直接担当窓口で手続きいただくことも可能です。

また、総合出張所でも、これまでどおり手続きいただけます。

●問合せ先

中央区役所 1 階区民課 ☎096-328-2251

東区役所 1 階区民課 ☎096-367-9133

西区役所 1 階区民課 ☎096-329-1199

南区役所 1 階区民課 ☎096-357-4122

北区役所 1 階区民課 ☎096-272-6922

●電話予約受付時間

午前9時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く）

※予約時間は各区の問合せ先にお問い合わせください。

戸籍、住民票について

死亡届を提出いただきますと、届出いただいた内容が戸籍や住民票に記載されます。記載後は、証明書として請求することが可能となり、年金や保険などの様々な手続きで亡くなったことを証明する際に必要となります。

証明書が請求できるようになる日数

死亡届を提出した場所によって、証明書が請求できるようになる日数が異なります。

戸籍（除籍）事項証明書

死亡届を本籍地の
区役所に提出

届出いただいた内容が戸籍に記載されるまでに**約 1 週間から 10 日かかります。**
(年末年始やゴールデンウィークなどの連休前後の場合は日数が異なります。)

死亡届を**本籍地以外**
の市区町村に提出

届出いただいた内容が戸籍に記載されるまでに**相当の日数がかかります。**
詳しくは本籍地の市区町村にお問い合わせください。

住民票（除票）の写し

死亡届を熊本市の
区役所に提出

届出いただいた内容が住民票に記載されるまでに**約 2 日かかります。**

死亡届を**熊本市以外**
の市区町村に提出

届出いただいた内容が住民票に記載されるまでに**日数がかかります。**
詳しくは住所区の問合せ先にお問い合わせください。

問合せ先【各区役所区民課】

窓口受付時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分

中央区 ☎096-328-2240

東 区 ☎096-367-9124

西 区 ☎096-329-8503

南 区 ☎096-357-4126

北 区 ☎096-272-6900

証明書の請求方法

戸籍（除籍）事項証明書

請 求 先	各区役所・各総合出張所 ※熊本市外の市区町村の戸籍（除籍）事項証明書も請求可能です。 （広域交付）
請求できる人	・亡くなられた方の配偶者 ・同じ戸籍に名前がある方 ・直系血族（祖父母・父母・子・孫 など）の方 ※兄弟など、上記に含まれない方が請求する場合は、区民課までお問い合わせください。
持 ち 物	・窓口に来られる方の本人確認書類 ※本人確認には、官公署が発行した顔写真付の書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）が必要です。お持ちでない方は、資格確認書、基礎年金番号通知書、年金手帳などが複数必要です。 ※広域交付の場合、官公署が発行した顔写真付の書類をお持ちでないと請求できません。
手 数 料	・戸籍全部／個人事項証明書 1 通 450 円 ・除籍全部／個人事項証明書、除籍謄／抄本、改製原戸籍謄／抄本 1 通 750 円 ※戸籍は婚姻や縁組などの届出、また法律による改製などで新しく編製され、複数存在します。 どういった内容の戸籍が必要か、提出先にご確認ください。 例）出生から死亡までの一連の戸籍、死亡の記載のある戸籍 など ※広域交付の場合、個人事項証明書や抄本は請求できません。

住民票（除票）の写し

請 求 先	各区役所・各総合出張所
請求できる人	亡くなられた後の手続きを行うにあたって、提出先から求められた方
持 ち 物	窓口に来られる方の本人確認書類 ※本人確認書類は、上記「戸籍（除籍）事項証明書」の場合と同じです。
手 数 料	1 通 400 円

区役所での手続き一覧

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

区分	亡くなられた方の状況等	済	手続き	受付窓口	参照ページ
住民関係	3人以上の世帯で世帯主であった。 新しく世帯主になった方をお知らせする通知が市から届いたが、世帯主を変更したい。	☐	世帯主変更の届出	各区区民課 各総合出張所	P.10
	パスポートを持っていた。	☐	パスポートの返納	中央区パスポートセンター、 東、西、南、北区区民課	
	お住まいの所で、し尿くみ取りをしていた。	☐	し尿くみ取りの異動届出	各区区民課 各総合出張所	
保険	国民健康保険に加入していた。	☐	- 資格確認書等の返還・脱退届出 - 記載事項の変更届出 - 葬祭費の支給申請 - 高額療養費の払戻し申請	各区区民課 各総合出張所	P.11 } P.12
	後期高齢者医療保険に加入していた。	☐	- 資格確認書等の返還 - 葬祭費の支給申請 - 高額療養費の払戻し申請 - 送付先の変更	各区区民課 各総合出張所	P.12 } P.13
年金	国民年金のみを受給していた。	☐	- 未支給年金の請求 - 遺族基礎年金の請求	各区区民課 各総合出張所	P.14
	国民年金に加入していた。(未受給)	☐	- 遺族基礎年金の請求 - 寡婦年金の請求 - 死亡一時金の請求	熊本西年金事務所 ☎ 096-353-0142	P.14 } P.15
	その他の年金を受給していた。 加入していた。(未受給) ※加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください。	☐	厚生年金【年金事務所】での手続き - 未支給年金の請求 - 遺族基礎年金の請求 等 熊本西年金事務所 ☎ 096-353-0142 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503 共済年金：加入していた共済組合 恩給：総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400		P.29
介護保険	65歳以上、または要支援・要介護の認定を受けていた。	☐	- 被保険者証等の返還 - 高額介護サービス費の未支給分の申立 - 送付先の変更	各区福祉課 各総合出張所	P.16 } P.17

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

区分	亡くなられた方の状況等	済	手続き	受付窓口	参照ページ
高齢	認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の登録をしていた。	☐	認知症高齢者等事前登録廃止届出	各区福祉課	P.17
高齢・障がい	おでかけ IC カードを持っていた。	☐	おでかけ IC カードの解約手続き ・各交通事業者の窓口（熊本市交通局を除く）		P.30
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた。	☐	各種手帳、 受給者証等の返還	各区福祉課 各総合出張所	P.17
	自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証を持っていた。	☐			
	指定難病医療受給者証を持っていた。	☐	受給者証の返還	各区福祉課	
	重度心身障がい者（児）医療費助成の受給資格者証を持っていた。	☐	重度心身障がい者（児）医療費助成の手続き ・受給資格者証の返還 ・受給者にかかる医療費の申請	各区福祉課 各総合出張所	
	障害児福祉手当を受給していた。	☐	障害児福祉手当、 特別障害者手当、 経過的福祉手当の手続き ・死亡届の提出 ・未支給金の請求	各区福祉課 各総合出張所	P.18
	特別障害者手当を受給していた。	☐			
	経過的福祉手当を受給していた。	☐			
	特別児童扶養手当を受給していた、または支給対象児童であった。	☐	特別児童扶養手当の手続き ・受給者変更等の手続き ・未支払金の請求 ・手当額改定の手続き	各区福祉課 各総合出張所	P.19
	障害福祉サービスの支給決定を受けていた。	☐	障害福祉サービス利用辞退の手続き	各区福祉課	
税金	軽自動車（※）を所有していた。 ※ 125cc 以下の原付、50cc 以下のミニカー、小型特殊自動車	☐	軽自動車の廃車・名義変更	市民税課 東・西・南・北 税務室 各総合出張所	P.21
	市県民税の納税義務者であった。	☐	相続人代表者指定の届出（市民税）	市民税課 東・西・南・北 税務室	
	固定資産税の納税義務者であった。	☐	固定資産の現所有者の申告	固定資産税課 東・西・南・北 税務室	

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

区分	亡くなられた方の状況等	済	手続き	受付窓口	参照ページ
税金	税金を口座振替で納付していた。	☐	口座振替の廃止	納税課 東・西・南・北 税務室	P.22
こども	児童手当の受給者、または支給対象児童であった。	☐	児童手当の手続き ・受給者変更 ・受給者死亡届兼未支払手当請求 ・受給事由消滅 ・額改定	各区保健こども課 各総合出張所	P.22
	こども医療費助成(ひまわりカード)の受給資格者、または対象児童であった。	☐	こども医療費助成(ひまわりカード)の手続き ・受給資格者変更 ・受給資格者証の返還	各区保健こども課 各総合出張所	P.23
	ひとり親家庭等医療費助成の受給者、または対象児童であった。	☐	ひとり親家庭等医療費助成の手続き ・受給資格の喪失 ・受給資格者証の返還	各区保健こども課 各総合出張所	
	児童扶養手当の受給資格者、または支給対象児童であった。	☐	児童扶養手当の手続き ・受給者死亡届兼未支払手当等請求 ・受給資格の喪失 ・額改定	各区保健こども課 各総合出張所	P.24
	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用していた。	☐	母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の継続申請 ・債務承認書の提出	各区保健こども課 母子父子相談室	
	小児慢性特定疾病医療費の受給者(対象児童)、または保護者(申請者)であった。	☐	小児慢性特定疾病医療費の手続き ・受給者証返還届 ・受給者証の返還 ・記載事項変更届	各区保健こども課	P.25
	自立支援医療費(育成医療)の受給者(対象児童)、または保護者(申請者)であった。	☐	自立支援医療費(育成医療)の手続き ・自立支援医療受給者証(育成医療)返還届 ・受給者証の返還 ・記載事項変更届	各区保健こども課	
	保育園等に入所している児童、または保護者及び世帯員であった。	☐	保育園等の手続き ・退所手続き ・保護者(算定対象者)の変更手続き ・保育料引落とし口座名義人変更手続き	各区保健こども課 または 保育所等	P.26

区役所での手続き概要

▶ 住民関係の手続き

世帯主変更の届出

世帯員が3人以上いる世帯で世帯主の方が亡くなれると、新しく世帯主になられた方をお知らせする通知が届きます。通知に記載された世帯主から世帯主を変更されたい場合、世帯主変更の届出が必要になります。

手続き・持ち物

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 委任状（別世帯の任意代理人からの届出の場合）
- ※成年後見人等が届出人となる場合は、その資格を証明する登記事項証明書等

受付窓口

- 各区区民課（住民異動窓口）
- 各総合出張所（住民異動窓口）
問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

手続きをする人

- 同一世帯の方
- 代理人※委任状が必要

パスポートの返納

亡くなられた方が、有効期限が残っているパスポートをお持ちであった場合、返納が必要になります。

手続き・持ち物

- ☐ パスポート（有効期限が残っているもの）
- ☐ 死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し、戸籍謄本等）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

受付窓口

- 中央区パスポートセンター
- 東、西、南、北区区民課
問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

期 限

遅滞なく

し尿くみ取りの異動届出

お住まいの所で、くみ取り式トイレを使用されている場合、くみ取りの停止や名義変更等の届出が必要になります。

手続き・持ち物

- ☐ 特になし

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

受付窓口

- 各区区民課（住民異動窓口）
- 各総合出張所（住民異動窓口）
問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

▶ 国民健康保険の手続き

資格確認書等の返還・脱退届出

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の書類の返還等の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの場合）
- ☐ 限度額・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）
- ☐ あんま・はり・きゅう施設利用者証（お持ちの方）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

記載事項（世帯主欄）の変更届出

世帯主の方が亡くなられ、世帯員に国民健康保険の被保険者がいる場合、下記の書類の世帯主欄の記載変更が必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 世帯全員分の資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの場合）
- ☐ 限度額・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

亡くなられた方の親族・後見人等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

葬祭費の支給申請（国保）

熊本市国民健康保険の被保険者であった方が死亡した場合、「葬祭執行者」の方の申請により、葬祭費として 2 万円を支給します。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書
（返却済の場合は不要）
- ☐ 葬祭執行者（喪主）の預貯金通帳等
- ☐ 葬祭を行った方及び葬祭を行ったことが確認できるもの
（会葬礼状、葬儀代の領収書または請求書等）

手続きをする人

葬祭執行者（喪主）等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

高額療養費の払戻し申請（国保）

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、1 か月の医療費の一部負担金が高額療養費自己負担限度額を超えた分が相続人の申請により支給されます。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書（返却済の場合は不要）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 相続代表人の預金通帳等
- ☐ 医療機関の領収書
- ☐ 被保険者と相続人の続柄がわかるもの（戸籍謄本等）

※同一世帯の場合、添付書類不要の場合あり

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ～ 39 参照

期 限

診療年月の翌月 1 日から 2 年以内

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

▶ 後期高齢者医療保険の手続き

後期高齢者医療資格確認書等の返還

亡くなられた方が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の書類の返還が必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）
- ☐ あんま・はり・きゅう施設利用者証（お持ちの方）

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ～ 39 参照

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

葬祭費の支給申請（後期高齢者）

後期高齢者医療保険の被保険者であった方が死亡した場合、「葬祭執行者」の方の申請により、葬祭費として2万円を支給します。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（返却済の場合は不要）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 葬祭執行者（喪主）の預貯金通帳等
- ☐ 葬祭を行った方及び葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状、葬儀代の領収書または請求書等）

手続きをする人

葬祭執行者（喪主）等

受付窓口

- 各市区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31～39 参照

期 限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

高額療養費の払戻し申請（後期高齢者）

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、1か月の医療費の一部負担金が高額療養費自己負担限度額を超えた分が相続人の申請により支給されます。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（返却済の場合は不要）
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - ☐ 相続代表人の預金通帳等
 - ☐ 被保険者と相続人の続柄がわかるもの（戸籍謄本等）
- ※同一世帯の場合、添付書類不要の場合あり

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

受付窓口

- 各市区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31～39 参照

期 限

2年以内

※相続人代表者指定届（P.3 参照）を提出する場合、手続きは不要です。

後期高齢者医療保険にかかる郵便物の送付先の変更

後期高齢者医療保険にかかる書類を指定の送付先に郵送したい場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（返却済の場合は不要）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 亡くなられた方の親族等
- 送付先関係者

受付窓口

- 各市区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31～39 参照

期 限

速やかに

※相続人代表者指定届（P.3 参照）を提出する場合、手続きは不要です。

▶ 国民年金の手続き

未支給年金の請求

国民年金の老齢・通算老齢年金、障害・遺族・寡婦・老齢福祉年金を受給している方が死亡した場合、その遺族の請求により支給されます。

未支給年金を受けることができる遺族の範囲は、死亡時に生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の3親等以内の親族の順で優先して受け取れます。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の年金証書
- ☐ 亡くなられた方の住民票の除票（本籍・続柄記載のもの）
または死亡診断書（写し可）
- ☐ 戸籍謄本・抄本または戸籍一部事項証明書
（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- ☐ 預金通帳（請求者名義）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。

※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各市区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内

遺族基礎年金の請求

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡した場合、その方によって生計を維持されていた「子を持つ配偶者」または「子」が、請求により受けることができます。

※ここでいう子とは、18歳到達年度の末日までか、国民年金障害等級1級または2級（障害者手帳の等級ではない）に該当する20歳未満の方をいいます。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の年金証書または年金手帳
（基礎年金番号通知書）
- ☐ 亡くなられた方の住民票の除票
（本籍・続柄記載のもの）
- ☐ 死亡診断書（写し可）
- ☐ 戸籍謄本
（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- ☐ 請求者の所得証明書
- ☐ 預金通帳（請求者名義）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票及び所得証明書については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。

※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各市区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日の翌日から5年以内

寡婦年金の請求

第1号被保険者期間のみで国民年金保険料を（免除期間を含め）10年以上納めた夫が、年金を受けずに死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻の請求により60歳から65歳まで支給されます。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ☐ 亡くなられた方の住民票の除票（本籍・続柄記載のもの）
- ☐ 死亡診断書（写し可）
- ☐ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- ☐ 請求者の所得証明書
- ☐ 預金通帳（請求者名義）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票及び所得証明書については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。
 ※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日の翌日から5年以内

死亡一時金の請求

第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、請求により支給されます。死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、死亡時に生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で優先して受け取れます。

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなられた方の年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ☐ 亡くなられた方の住民票の除票（本籍・続柄記載のもの）または死亡診断書（写し可）
- ☐ 戸籍謄本・抄本または戸籍一部事項証明書（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- ☐ 預金通帳（請求者名義）
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。
 ※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日の翌日から2年以内

▶ 介護保険の手続き

介護保険被保険者証等の返還

亡くなられた方が 65 歳以上の方、または要支援・要介護の認定を受けていた場合、下記の証書の返還が必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの場合）
- ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの場合）

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

受付窓口

- ご遺族サポートサービス窓口
 - 各区福祉課（高齢福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- 問合せ先 /P.4、P.31 ～ 39 参照

期 限

速やかに

高額介護サービス費の未支給分の申立

亡くなられた方が、高額介護サービス費の支給対象の場合、相続人の方の申し立てにより請求が可能です。

手続き・持ち物

- ☐ 相続人の振込先口座通帳
※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類
（戸籍謄本等）

手続きをする人

相続人

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
- 問合せ先 /P.31 ～ 38 参照

期 限

サービス提供の日の翌月から 2 年以内

※亡くなられた方が 65 歳以上で、相続人代表者指定届（P.3 参照）を提出する場合、手続きは不要です。

memo

介護保険にかかる郵便物の送付先の変更

介護保険にかかる書類を指定の送付先に郵送したい場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類
(戸籍謄本等)

手続きをする人

相続人

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
- 各総合出張所（福祉窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

※亡くなられた方が65歳以上で、相続人代表者指定届（P.3 参照）を提出する場合、手続きは不要です。

▶ 高齢福祉の手続き

認知症高齢者等事前登録廃止届出

亡くなられた方が認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の登録をされている場合、廃止の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 亡くなられた方の配偶者、直系血族、同居の親族、成年後見人
- 亡くなられた方がお住まいだった圏域の地域包括支援センター職員

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
- 問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

▶ 障がい福祉の手続き

各種手帳、受給者証等の返還

亡くなられた方が下記の手帳及び受給者証を所持していた場合、返還が必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 指定難病医療受給者証
- ☐ 重度心身障がい者（児）医療費受給資格者証
- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

亡くなられた方の配偶者または扶養義務者等

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
- 各総合出張所（福祉窓口）
- ※指定難病医療受給者証の返還を除く。
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

重度心身障がい者（児）医療費助成の手続き

亡くなられた方が重度心身障がい者（児）医療費助成を受給していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 受給資格者証の返還
 - ☐ 重度心身障がい者（児）医療費受給資格者証
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 医療費の申請
 - ☐ 医療機関の発行する領収書
（後期高齢者医療保険加入者は不要）
 - ☐ 高額療養費支給決定通知書
（該当者のみ、熊本市国民健康保険加入者は不要）
 - ☐ 亡くなられた方と同一世帯の配偶者及び扶養義務者等の普通預金通帳（振込先確認）
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類（戸籍謄本等）

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
- 各総合出張所（福祉窓口）
問合せ先 /P.31 ～ 39 参照

期 限

速やかに
※医療費の請求は診療月の翌月から 1 年以内

手続きをする人

亡くなられた方と同一世帯の配偶者及び扶養義務者等

障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の手続き

亡くなられた方が障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者の場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- （各手当に関する）死亡届の提出
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
※証書等はないため持参物は特にありません。
受付窓口で様式に記入いただきます。
- 未支給金請求の手続き（生計同一の場合のみ）
 - ☐ 未支給金請求者の普通預金通帳（振込先確認）
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
※未支給金支給対象者が受給者と同一住所で別世帯等の場合には、続柄の確認できる書類（戸籍謄本等）

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
- 各総合出張所（福祉窓口）
問合せ先 /P.31 ～ 39 参照

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

手続きをする人

亡くなられた方の配偶者または生計同一の扶養義務者等

特別児童扶養手当の手続き

亡くなられた方が特別児童扶養手当受給者もしくは手当の対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。

手続き・持ち物

【受給者が亡くなられた場合】

● **資格喪失の手続き（受給者になる方がいない場合）**

☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

● **受給者変更の手続き**

☐ 戸籍謄本または戸籍一部事項証明書

☐ 新たな受給者の普通預金通帳

☐ 父または母以外の方が受給者となる場合は、別途証明が必要

☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

● **未支払金請求の手続き**

☐ 手当対象児童の普通預金通帳

☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

【対象児童が亡くなられた場合】

● **資格喪失の手続き**

（対象児童が他にいない場合）

☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

【複数の対象児童のうち一部の児童が亡くなられた場合】

● **額改定の手続き**

☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

【受給者が亡くなられた場合】

亡くなられた方の配偶者等

【対象児童が亡くなられた場合】

受給者等

受付窓口

● 各区福祉課（障がい福祉窓口）

● 各総合出張所（福祉窓口）

問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

障害福祉サービス利用辞退の手続き

亡くなられた方が障害福祉サービスの利用決定を受けていた場合、下記の手続きが必要です。

※住所が熊本市にある場合は、この手続きの必要はありません。

手続き・持ち物

● **障害福祉サービス利用辞退の手続き**

☐ 障害福祉サービス受給者証

☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

※亡くなられた方が利用決定前の場合には申請取下げ書をご提出いただきます。

受付窓口

● 各区福祉課（障がい福祉窓口）

問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

memo

▶ 税金の手続き

軽自動車の廃車・名義変更

亡くなられた方が軽自動車（※）を所有していた場合、廃車または名義変更の手続きが必要です。※ 125cc 以下の原付、50cc 以下のミニカー、小型特殊自動車

手続き・持ち物

- 軽自動車の名義変更手続き、または廃車手続き
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
※委任状は不要です。
 - ☐ ナンバープレート（廃車の場合）
 - ☐ 相続人であることが確認できる書類

受付窓口

- 市民税課
 - 東・西・南・北税務室
 - 各総合出張所
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

手続きをする人

相続人等

期 限

速やかに

相続人代表者指定の届出（市民税）

亡くなられた方に納めていただく市民税がある場合、相続人代表者の指定の届出が必要です。

手続き・持ち物

- 市民税の相続人代表者の指定手続き
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - ☐ 相続人であることが確認できる書類
※相続人代表者指定届は郵送でも対応しています。

受付窓口

- 市民税課
 - 東・西・南・北税務室
- 問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

手続きをする人

相続人等

期 限

速やかに

※亡くなられた方が65歳以上で、相続人代表者指定届（P.3 参照）を提出する場合、手続きは不要です。

固定資産の現所有者の申告（固定資産税）

亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、現所有者（※）であることの申告が必要です。

※単に固定資産を使用している者ではなく、相続や贈与、売買等により所有権を有する者

手続き・持ち物

- 固定資産の現所有者の申告手続き
 - ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - ☐ 相続人であることが確認できる書類

法務局での相続手続きもお早めに行ってください。

受付窓口

- 固定資産税課
 - 東・西・南・北税務室
- 問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

手続きをする人

現所有者

期 限

現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで

口座振替の廃止

口座名義人として市税の口座振替登録を行っていた方が亡くなられた場合、口座振替の廃止の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 市税の口座振替（自動払込）の廃止手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

相続人等

受付窓口

- 納税課
 - 東・西・南・北税務室
- 問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

▶ こどもの手続き

児童手当の手続き

亡くなられた方が児童手当の受給者もしくは支給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給者が亡くなられた場合】

● 受給者変更の手続き

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 受給者になる方の健康保険情報がわかるもの
(マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)
※マイナ保険証で確認する場合は、マイナンバーカードとスマートフォンが必要となります。
- ※ 3歳未満の児童を養育しており、かつ私立学校教職員共済制度以外の共済制度に加入している方のみ、提出が必要です。

- 受給者になる方の普通預金通帳
またはキャッシュカード

● 受給者死亡届兼未支払手当請求の手続き

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 請求者である対象児童名義の普通預金通帳
またはキャッシュカード

【対象児童が亡くなられた場合】

● 受給事由消滅または額改定の手続き

- 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 【受給者が亡くなられた場合】
支給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】
受給者

受付窓口

- 各区保健こども課
 - 各総合出張所
- 問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

※認定請求については、
故人が亡くなられた日の翌日から 15 日以内

こども医療費助成（ひまわりカード）の手続き

亡くなられた方がこども医療費助成の受給資格者もしくは受給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給資格者が亡くなられた場合】

● 受給資格者変更の手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ こども医療費受給資格者証（ひまわりカード）
- ☐ 対象児童の健康保険情報がわかるもの
（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

【対象児童が亡くなられた場合】

● 受給資格者証の返還

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ こども医療費受給資格者証（ひまわりカード）

手続きをする人

- 【受給資格者が亡くなられた場合】
受給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】
受給資格者

受付窓口

- 各区保健こども課
- 各総合出張所
問合せ先 /P.31 ～ 39 参照

期 限

速やかに

ひとり親家庭等医療費助成の手続き

亡くなられた方がひとり親家庭等医療費助成の受給資格者もしくは受給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給資格者が亡くなられた場合】

● 喪失手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 受給資格者証

【対象児童が亡くなられた場合】

● 世帯または個人の喪失手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 受給資格者証

手続きをする人

- 【受給資格者が亡くなられた場合】
受給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】
受給資格者

受付窓口

- 各区保健こども課
- 各総合出張所
問合せ先 /P.31 ～ 39 参照

期 限

速やかに

児童扶養手当の手続き

亡くなられた方が児童扶養手当の受給資格者もしくは支給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給資格者が亡くなられた場合】

● 受給資格者死亡届兼未支払手当請求の手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 請求者である児童の普通預金通帳
またはキャッシュカード

【対象児童が亡くなられた場合】

● 資格喪失または額改定の手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

受付窓口

- 各区保健こども課
- 各総合出張所
問合せ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

手続きをする人

- 【受給資格者が亡くなられた場合】 支給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】 受給資格者

母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き

亡くなられた方が母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

● 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き

【貸付中】 貸付継続申請書の提出

【償還中】 死亡届（債務承認書）の提出

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 死亡日が確認できる書類
- ☐ 連帯借受人、連帯保証人、債務承認者である方の実印
※印鑑登録証明書が必要となる場合がありますので
事前にお問い合わせください。

【貸付金を継続して申請する場合】

- ☐ 申請人の通帳またはキャッシュカード

受付窓口

- 各区保健こども課
問合せ先 /P.31 ~ 38 参照
- 母子父子相談室
中央区まちづくりセンター大江交流室内
☎096-372-1228

期 限

速やかに

手続きをする人

- 【貸付中】 連帯借受人、連帯保証人
- 【償還中】 債務承認者

memo

小児慢性特定疾病医療費の手続き

亡くなられた方が小児慢性特定疾病医療費の受給者（対象児童）もしくはその保護者（申請者）であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【保護者（申請者）が亡くなられた場合】

● 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ☐ 受給者（対象児童）の健康保険情報がわかるもの
（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

【受給者（対象児童）が亡くなられた場合】

● 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証

手続きをする人

親権者または未成年後見人

受付窓口

- 各区保健こども課
問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

自立支援医療費（育成医療）の手続き

亡くなられた方が自立支援医療費（育成医療）の受給者（対象児童）もしくはその保護者（申請者）であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【保護者（申請者）が亡くなられた場合】

● 自立支援医療受給者証等記載事項変更届

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 受給者（対象児童）の健康保険情報がわかるもの
（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

【受給者（対象児童）が亡くなられた場合】

● 自立支援医療受給者証の返還

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ☐ 自立支援医療受給者証

手続きをする人

親権者または未成年後見人

受付窓口

- 各区保健こども課
問合せ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

memo

保育園等の手続き

亡くなられた方が保育園等に入所している児童またはその保護者及び世帯員であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【児童が亡くなられた場合】

● 児童の退所手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

【保護者が亡くなられた場合】

● 保護者（算定対象者）の変更手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類

● 保育料引落し口座名義人変更手続き

- ☐ 窓口で手続きする方の本人確認書類
☐ 新口座名義人の普通預金通帳と通帳届出印

受付窓口

- 各区保健子ども課または保育園等
 問合せ先 /P.31 ~ 38 参照
 ※引落し口座についての問合せは、
 保育幼稚園課まで ☎096-328-2568

期 限

速やかに

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

memo

市役所での手続き一覧

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

項目	済	手続き	問合せ先
上下水道	☐	水道・下水道に関する届出 ●使用者の名義変更 ●支払い名義(口座・クレジットカード)の変更	上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118
	☐	農業集落排水施設に関する届出 ●施設使用休止または廃止届 ●施設使用者変更届	(農業集落排水施設に関する問合せ先) ・植木 北東部農業振興センター農業振興課 ☎096-272-1117 ・城南 西南部農業振興センター南農業振興室 ☎0964-28-3115
市営住宅	☐	市営住宅に関する手続き ●市営住宅の同居者異動届 ●市営住宅の名義の承継承認届 ●市営住宅の明渡し届	市営住宅管理センター ☎096-327-5101(中央・北・西区) ☎096-311-7833(東・南区)
高齢	☐	高齢者サービスに関する届出 ●高齢者介護用品支給事業廃止届 ●高齢者安心支援事業廃止届	お住まいの地域の 高齢者支援センターささえりあ
障がい	☐	心身障害者扶養共済制度に関する届出 ●年金の支給届 ●弔慰金の支給届	障がい福祉課 ☎096-361-2519
ごみ	☐	ふれあい収集に関する届出 ●ふれあい収集終了の報告(電話受付)	廃棄物計画課 ☎096-328-2359
教育	☐	奨学金に関する届出 ●奨学金返還免除手続き	教育委員会学務支援課 ☎096-328-2716
医療	☐	医療資格者に関する届出 ●開設者死亡届 ●登録抹消(消除) ●免許証の返納	医療対策課 ☎096-364-3186
環境	☐	浄化槽に関する届出 ●浄化槽管理者変更届 ●浄化槽使用休止(廃止)届 ●浄化槽補助権利承継届	浄化対策課 ☎096-328-2366
食品	☐	営業許可に関する届出 ●食品関係営業者の廃業・承継 資格者に関する届出 ●製菓衛生師免許の登録 ●調理師免許の登録 ●栄養士免許の登録抹消 ●管理栄養士免許の登録抹消 ●ふぐ処理師免許証の返還	食品保健課 ☎096-364-3188

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

項目	済	手続き	問合せ先
衛生	☐	生活衛生営業施設に関する届出 ●理・美容所の承継・廃止届 ●クリーニング所の承継・廃止届 ●公衆浴場の承継・廃止届 ●旅館業許可施設の承継・廃止届 ●興行場の承継・廃止届 ●温泉利用許可の承継・廃止届 ●コインオペレーション クリーニング営業施設の廃止届	生活衛生課 ☎096-364-3187
犬	☐	犬に関する届出 ●犬の所有者の変更届	熊本市動物愛護センター ☎096-380-2153
農業	☐	認定農業者制度に関する手続き ●経営者の変更申請 補助事業に関する手続き ●補助事業で取得した財産の処分等 ●着手中の補助事業の変更等	農業支援課 ☎096-328-2384 北東部農業振興センター農業振興課 ☎096-272-1117 西南部農業振興センター農業振興課 ☎096-329-1158
	☐	農地に関する届出(相続登記完了後) ●農地法第3条の3による届出書 農業者年金に関する届出 ※届出は JA 各支店へ ●死亡届 ●未支給金(死亡一時金)請求	(農地・農業者年金に関する問合せ先) 農業委員会事務局 ☎096-328-2781 北区分室 ☎096-272-6908 西南分室 ☎096-329-1179 富合・城南分室 ☎0964-28-3211
森林	☐	森林の所有に関する届出 ●森林の土地の所有者届	みどり公園課 ☎096-328-2409
文化	☐	文化財所有・保持者に関する届出 ●所有者変更届 ●所在地変更届 ●死亡届	文化財課 ☎096-328-2740
市営墓地 納骨堂	☐	市営の墓地 ●市営の墓地は7か所あります。申込みの時期・方法について詳しくはお問い合わせください。 小峯墓地(中央区黒髪4丁目10-49) 立田山墓地(中央区黒髪7丁目763) 浦山墓園(中央区黒髪7丁目486) 花園墓地(西区花園4丁目13-75) 城山墓園(西区上代9丁目8-1) 清水墓園(北区清水新地7丁目5-37) 桃尾墓園(東区戸島町777) 市営の納骨堂(桃尾霊堂) ●納骨堂は桃尾墓園の敷地内にあります。空き状況等、詳しくは、健康福祉政策課へお問い合わせください。 家族納骨壇 期間：10年 使用料：20万円 短期納骨壇 期間：1年 使用料：5千円 ※期間は更新できます。	健康福祉政策課 ☎328-2340 ※市営墓地・納骨堂の利用者が亡くなった場合は承継の手続きが必要です。 ※埋葬された遺骨を別の埋葬場所へ移す場合、改葬許可が必要です。詳しくは、健康福祉政策課、生活衛生課、区役所福祉課、総合出張所へお問い合わせください。

区役所・市役所以外での手続き一覧

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

項目	済	手続き	問合せ先
国民年金・厚生年金	☐	●死亡届 ●未支給年金の請求 ●遺族基礎、寡婦年金の請求	熊本西年金事務所 ☎096-353-0142 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
共済組合	☐	各共済組合へお問い合わせください。	各共済組合
恩給	☐	右記窓口へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400
農業者年金	☐	●死亡届 ●未支給金(死亡一時金)請求	JA熊本市、JAかもと、JA熊本うき (受給者及び被保険者在住地)
普通自動車 バイク (126CC以上)	☐	相続手続き(名義変更、廃車)	九州運輸局 熊本運輸支局 ☎050-5540-2086
軽自動車 (三輪・四輪)	☐	相続手続き(名義変更、廃車)	軽自動車検査協会 熊本事務所 ☎050-3816-1758
国税関係 (相続税・所得税・消費税申告)	☐	●相続税申告手続き ●所得税・消費税申告手続き	熊本西税務署 ☎096-355-1181 熊本東税務署 ☎096-369-5566
不動産登記関係 (相続登記) 法定相続 情報一覧図 (預貯金の 払出し等)	☐	●土地・建物等の相続登記 ●法定相続情報証明制度 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html 「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」 	熊本地方法務局 ☎096-364-2145
自筆証書 遺言書 保管関係	☐	●遺言書保管事実証明書の交付請求 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html 「自筆証書遺言書保管制度」 	熊本地方法務局 ☎096-364-2145

手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

項目	済	手続き	問合せ先
各種健康保険 (熊本市国保以外)	☐	●健康保険証等の返納	加入していた健康保険組合や団体
生命保険等	☐	●死亡保険金の請求 ●入院給付金の請求 等	加入されていた生命保険会社 または代理店
預貯金口座等	☐	●預金相続等	各金融機関
固定電話・ 携帯電話	☐	●契約継承・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	☐	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	☐	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料	☐	●名義変更・解約 ●免除事由消滅	NHK ふれあいセンター ☎0120-15-1515 ☎050-3786-5003
ETC カード	☐	●ETC 利用登録の削除(障害者割引)	有料道路 ETC 割引登録係 ☎045-477-1233
クレジットカード	☐	●解約	各契約会社
おでかけ IC カード	☐	●解約	各交通事業者(熊本市交通局を除く)
株式等	☐	●名義変更	各証券会社等
遺言書	☐	●検認・開封 申し立て先は、被相続人の住所地の 家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	熊本家庭裁判所 ☎096-355-6121
相続放棄	☐	●相続放棄 相続放棄は、相続を知った日から3か 月以内に、被相続人の住所地の家庭裁 判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類あります。 ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内 で負債も含めて相続します。相続人 全員の合意が必要です。)	

庁舎等施設案内及び問合せ先

中央区

市役所本庁舎 中央区役所 (1～3階)

窓口受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市中央区手取本町 1-1

電話番号 本庁舎 ☎ 096-328-2111 / 中央区役所 ☎ 096-328-2555



中央区役所

区民課

証明班 ☎ 096-328-2245
 戸籍班 ☎ 096-328-2249
 住民班 ☎ 096-328-2242
 国保年金班 ☎ 096-328-2278
 パスポートセンター... ☎ 096-328-2238

福祉課

高齢福祉班 ☎ 096-328-2311
 障がい福祉班 ☎ 096-328-2313

保健こども課 ☎ 096-328-2419

本庁舎

市民税課 (軽自動車税班)

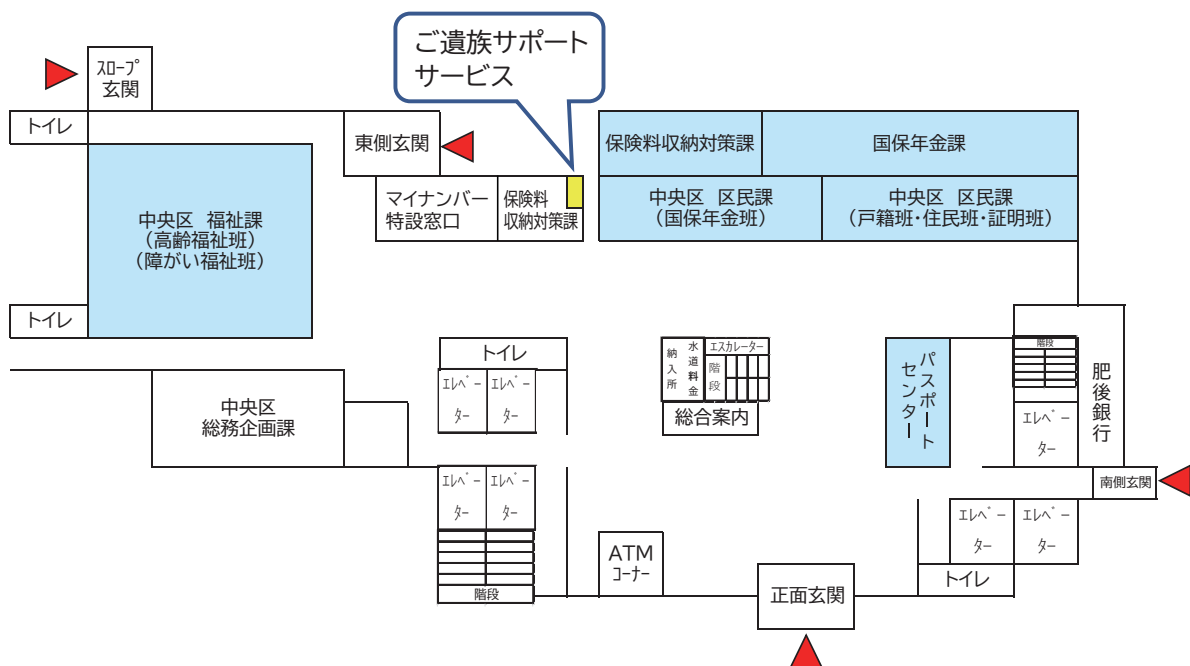
..... ☎ 096-328-2181

市民税課 (市民税班) ☎ 096-328-2183

固定資産税課 ☎ 096-328-2195

納税課 ☎ 096-328-2204

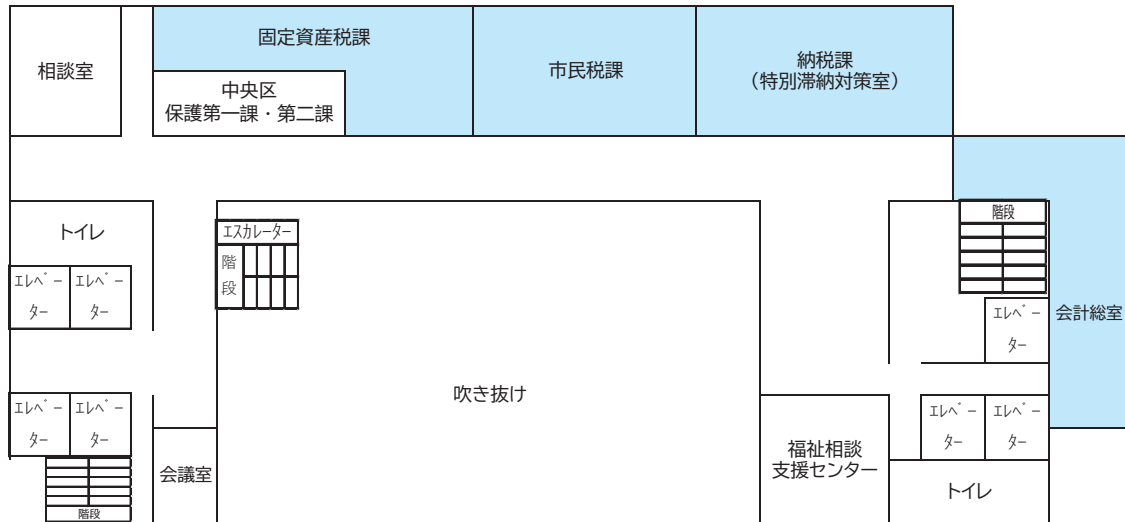
1階フロア



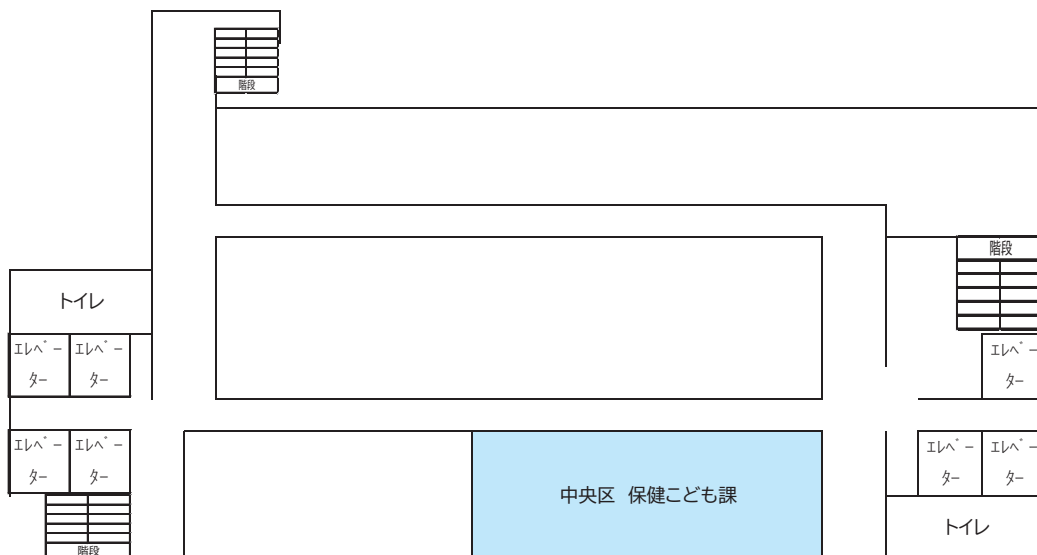
中央区

市役所本庁舎 中央区役所（1～3階）

2階フロア



3階フロア

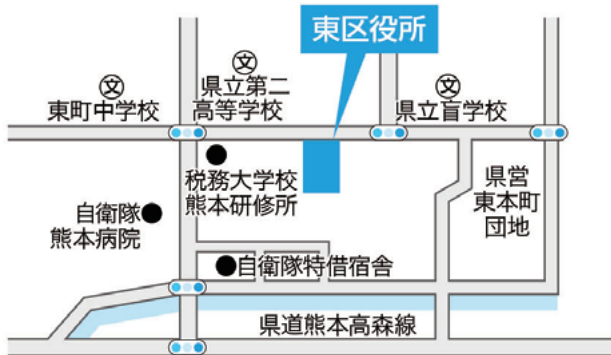


東区

窓口受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市東区東本町 16-30

電話番号 ☎ 096-367-9111



東区役所

区民課

戸籍班・住民班…………… ☎ 096-367-9124
 国保・後期班…………… ☎ 096-367-9125
 年金・収納班

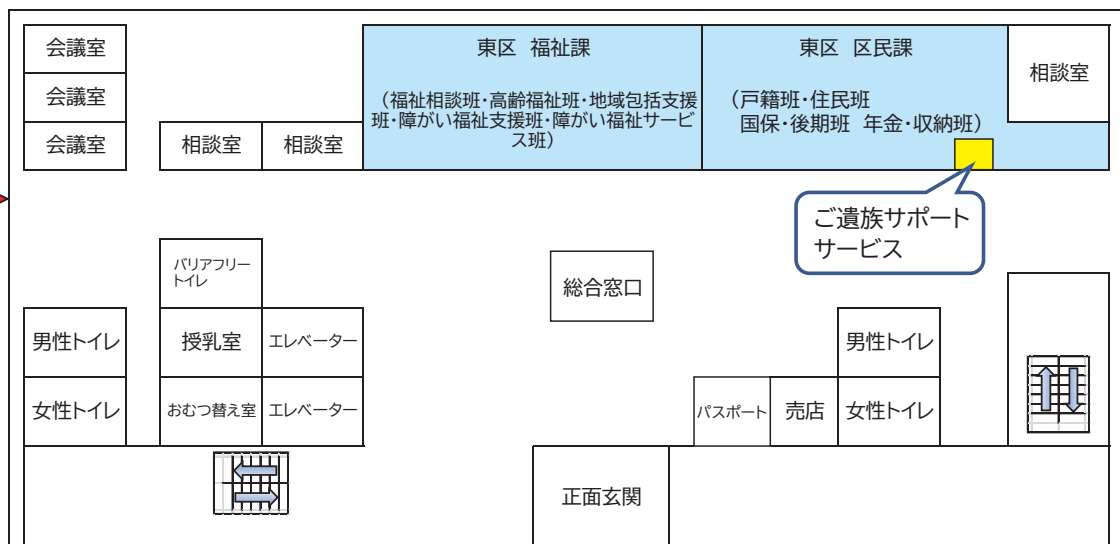
福祉課

高齢福祉班…………… ☎ 096-367-9127
 障がい福祉支援班・
 障がい福祉サービス班… ☎ 096-367-9177

東税務室…………… ☎ 096-367-9138

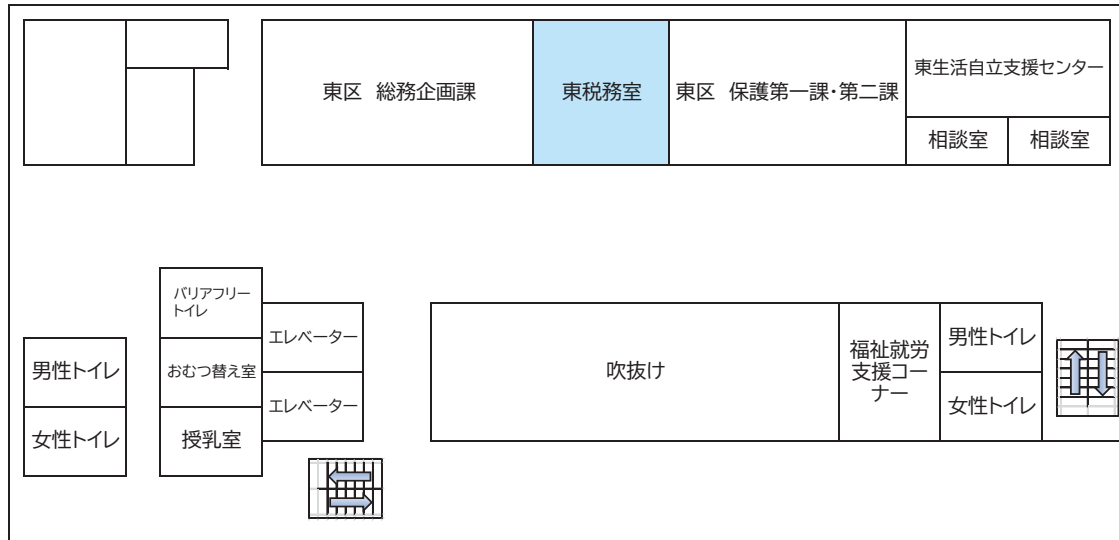
保健こども課…………… ☎ 096-367-9134

1 階フロア

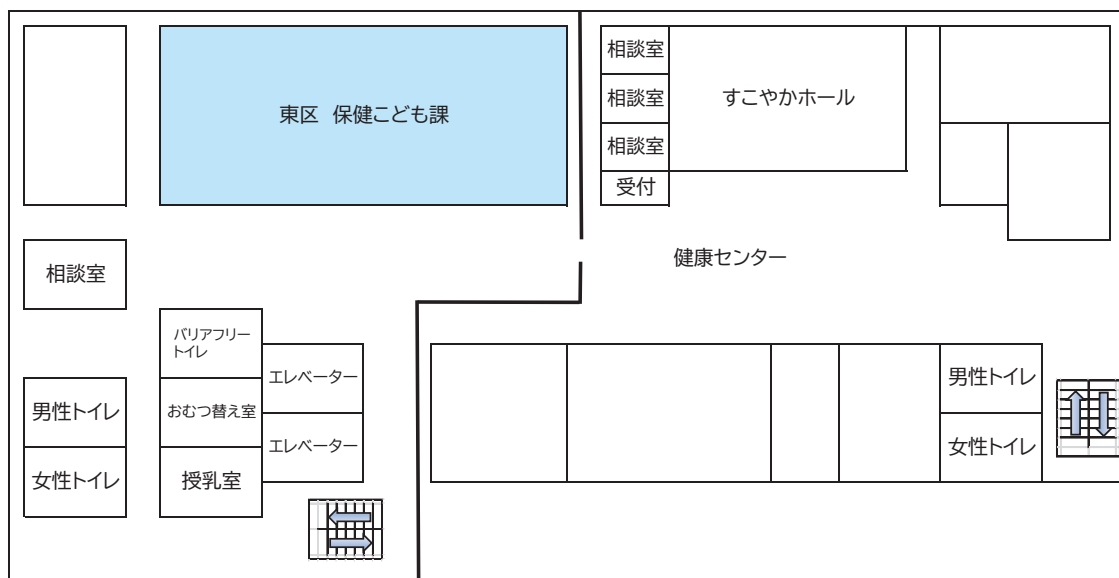


東区

2 階フロア



3 階フロア

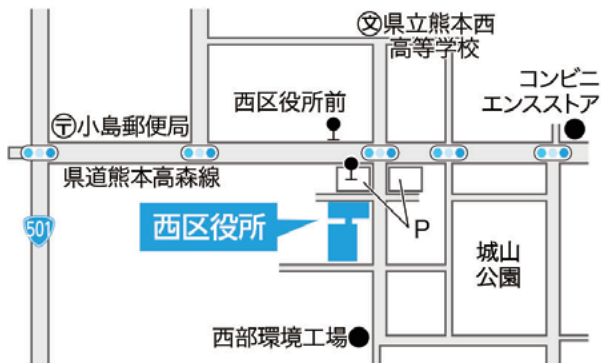


西区

窓口受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市西区小島 2-7-1

電話番号 ☎ 096-329-1111



西区役所

区民課

戸籍班・住民班…………… ☎ 096-329-8503

国保年金班…………… ☎ 096-329-1198

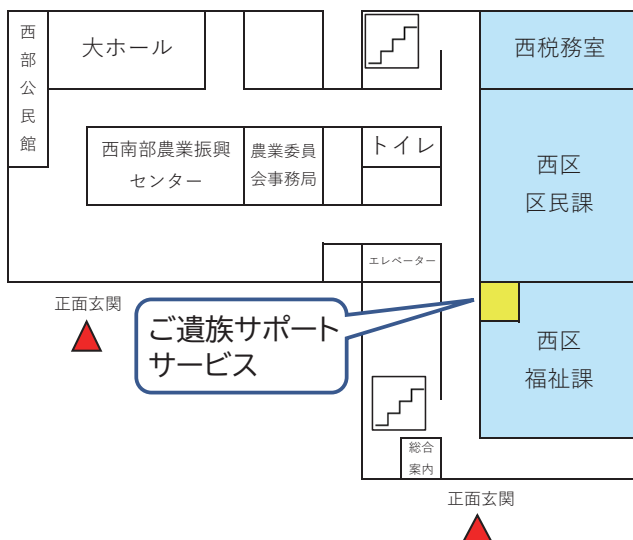
福祉課

高齢福祉班・
障がい福祉班…………… ☎ 096-329-5403

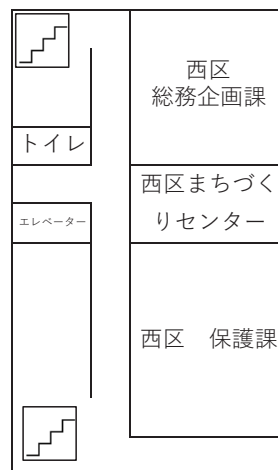
西税務室…………… ☎ 096-329-1174

保健こども課…………… ☎ 096-329-1147

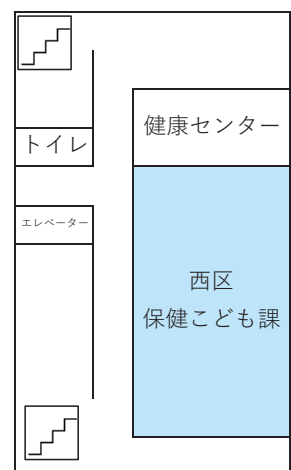
1 階フロア



2 階フロア



3 階フロア

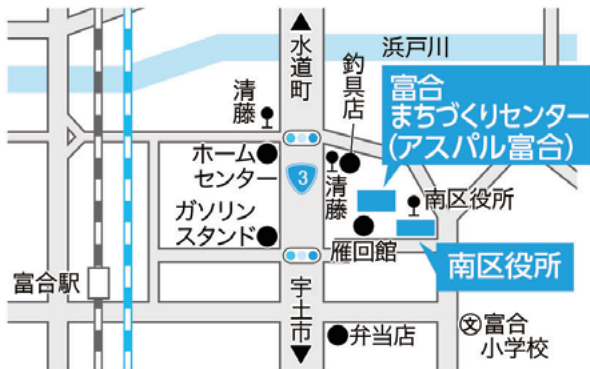


南区

窓口受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市南区富合町清藤 405-3

電話番号 ☎ 096-357-4111



南区役所

区民課

戸籍班・住民班…… ☎ 096-357-4126
 国保年金班…… ☎ 096-357-4128

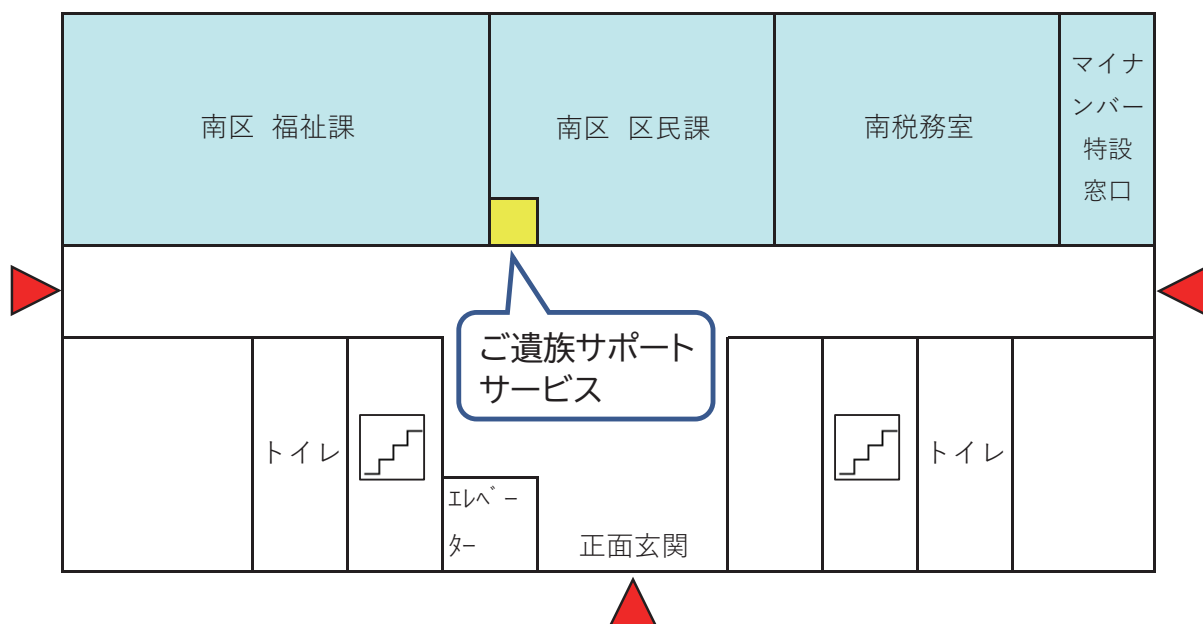
福祉課

高齢福祉班・
 障がい福祉班…… ☎ 096-357-4129

南税務室…… ☎ 096-357-4143

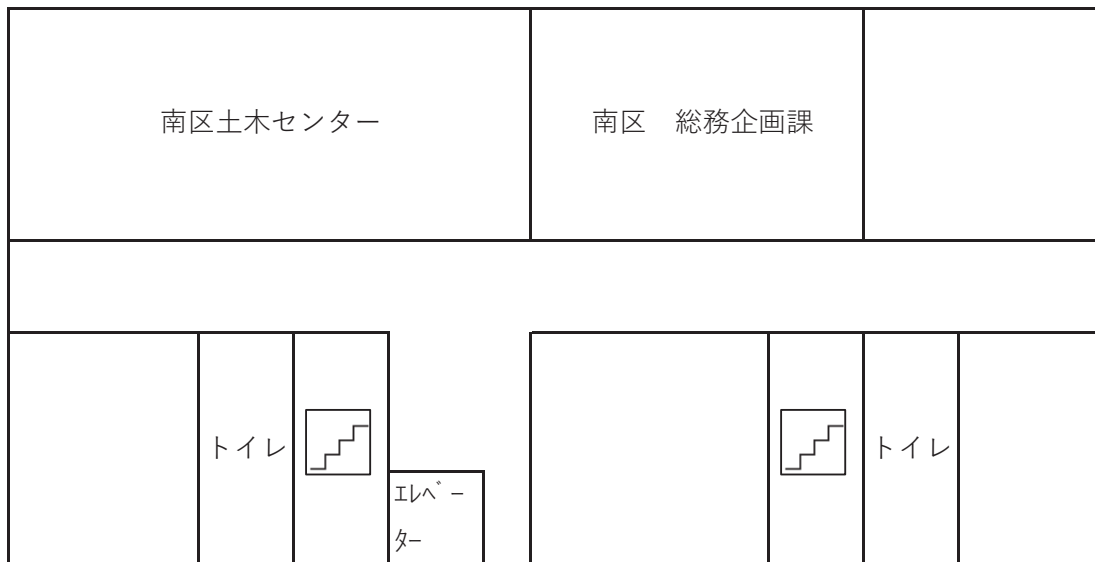
保健こども課…… ☎ 096-357-4138

1 階フロア

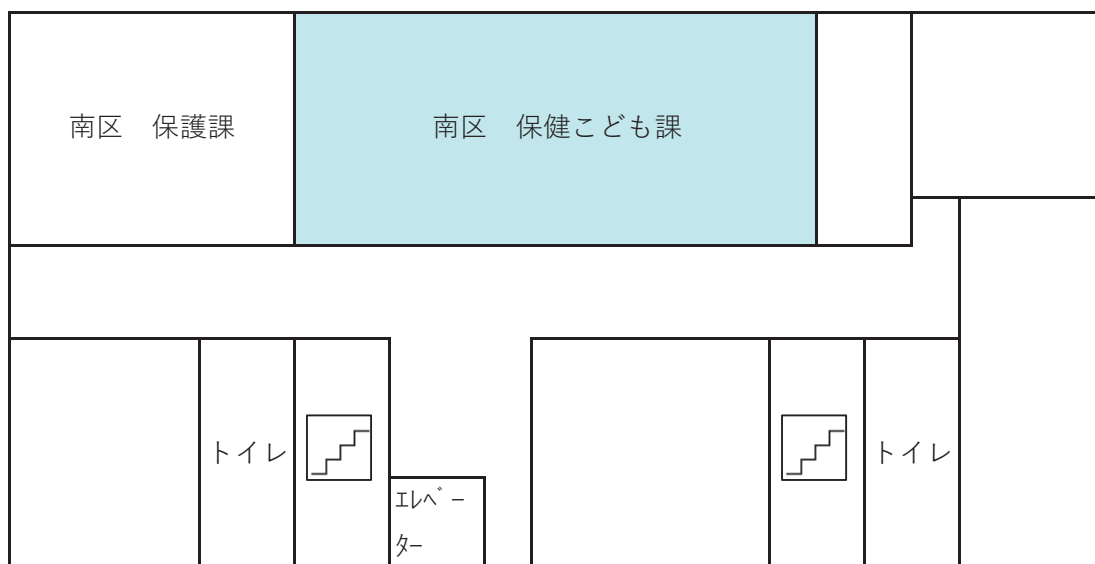


南区

2 階フロア



3 階フロア

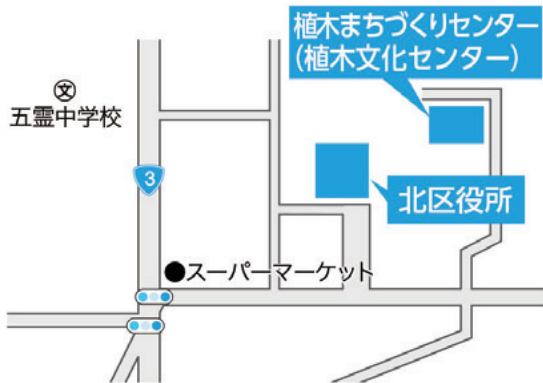


北区

窓口受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市北区植木町岩野 238-1

電話番号 ☎ 096-272-1111



北区役所

区民課

戸籍班・住民班…… ☎ 096-272-6900

国保年金班…… ☎ 096-272-6905

福祉課

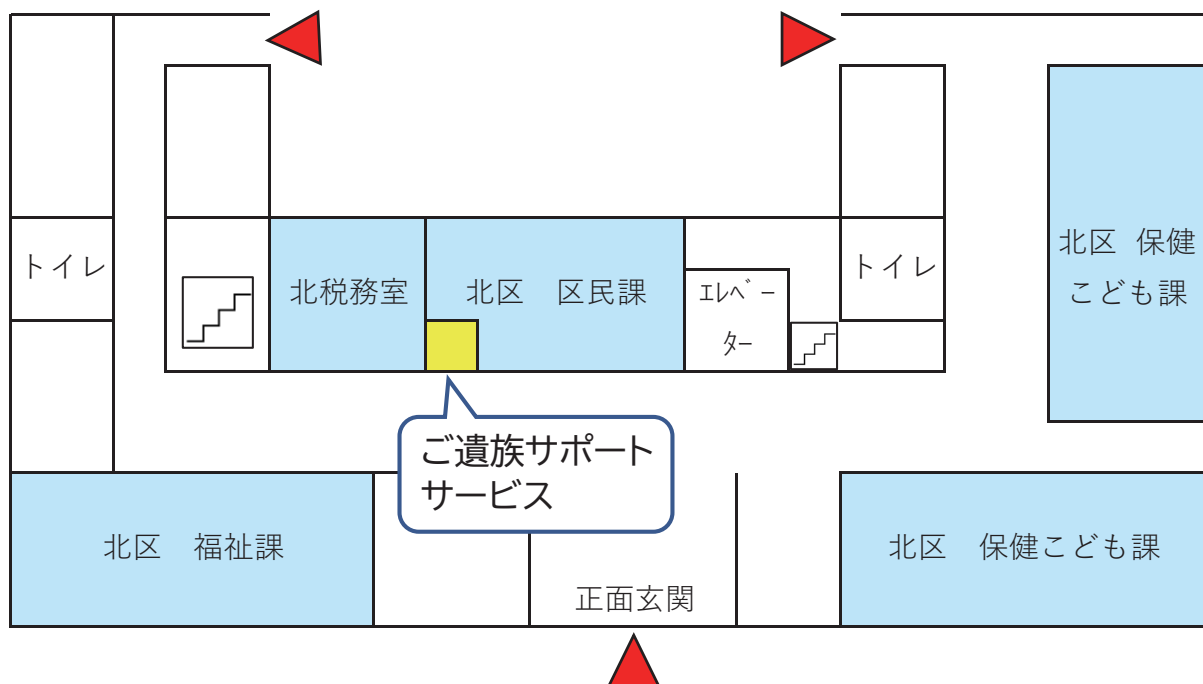
高齢福祉班・

障がい福祉班…… ☎ 096-272-1118

北税務室…… ☎ 096-272-1114

保健こども課…… ☎ 096-272-1128

1 階フロア



各総合出張所・分室

窓口受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

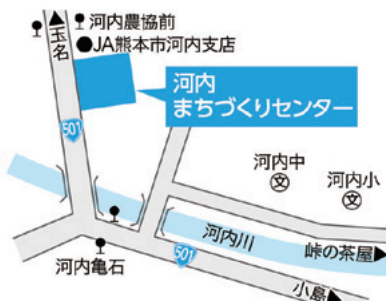
東区管内の総合出張所



託麻まちづくりセンター 託麻総合出張所

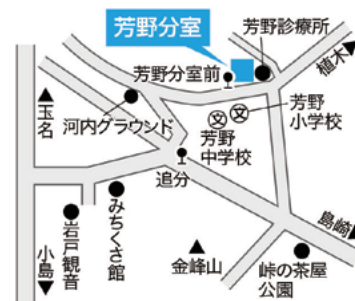
熊本市東区長嶺東 7-11-15
☎ 096-380-3111

西区管内の総合出張所・分室



河内まちづくりセンター 河内総合出張所

熊本市西区河内町船津 2069-5
☎ 096-276-1111



河内まちづくりセンター 芳野分室

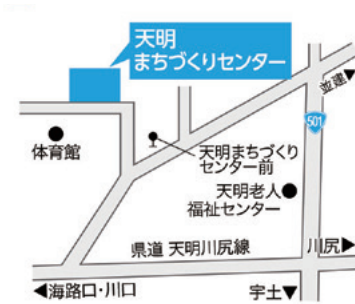
熊本市西区河内町野出 1410
☎ 096-277-2001

南区管内の総合出張所



城南まちづくりセンター 城南総合出張所

熊本市南区城南町宮地 1050
☎ 0964-28-3111



天明まちづくりセンター 天明総合出張所

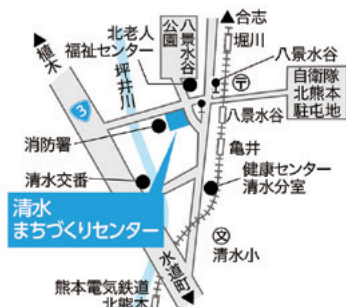
熊本市南区奥古閑町 2035
☎ 096-223-1111



幸田まちづくりセンター 幸田総合出張所

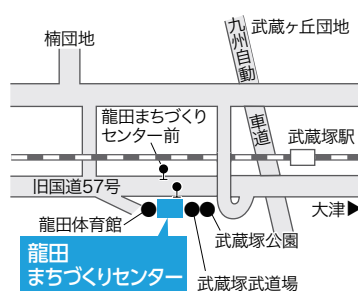
熊本市南区幸田 2-4-1
☎ 096-378-0172

北区管内の総合出張所



清水まちづくりセンター 清水総合出張所

熊本市北区清水亀井町 14-7
☎ 096-343-9161



龍田まちづくりセンター 龍田総合出張所

熊本市北区龍田弓削 1-1-10
☎ 096-338-2231

委任状

代理人（頼まれた人）

住所

氏名

生年月日

明・大・昭・平

年

月

日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

【委任事項】（委任する項目にチェック☑を付けてください）

1（故人）の死亡に伴う下記の事項に関する権限

☐ ご遺族サポートサービスの利用に関する一切の権限

☐ 世帯主の変更に関すること。

☐ 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。

☐ 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。

☐ 国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請並びにその他の申請等の手続き及び受領に関すること。

2（委任者）の下記の事項に関する権限

☐ 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。

☐ 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。

令和

年

月

日

委任者（本人）

住所

氏名

印

生年月日

明・大・昭・平

年

月

日

平日昼間に連絡がとれる電話番号

※この委任状は、すべて委任者が書いてください。

委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要となります。

委任状の様式

- 委任状は任意の様式でも有効です。
- 前のページの委任状を利用される場合、委任事項を必ず記載してください。
- ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

委任状	
代理人（頼まれた人）	熊本市中央区手取本町1番1号
住所	
氏名	熊本 太郎
生年月日	明・大・昭・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。	
【委任事項】（委任する項目にチェックを付けてください）	
1（故人）	肥後 一郎 の死亡に伴う下記の事項に関する権限
	☒ 遺族サポートサービスの利用に関する一切の権限
	☐ 世帯主の変更に関する事。
	☐ 住民票の写しの請求並びに受領に関する事。
	☐ 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関する事。
	☒ 国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請並びにその他の申請等の手続き及び受領に関する事。
2（委任者）	の下記の事項に関する権限
	☐ 住民票の写しの請求並びに受領に関する事。
	☐ 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関する事。
	☐
	☐
令和	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
委任者（本人）	熊本市中央区二の丸1番1号
住所	
氏名	肥後 花子
生年月日	明・大・昭・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
平日昼間に連絡がとれる電話番号	090-0000-0000
※この委任状は、すべて委任者が書いてください。	

※次の事項について、あらかじめ代理人にお伝えください。

住民票の写しの請求の場合、本籍地や続柄の記載の有無。戸籍に関する証明書の請求の場合、本籍・筆頭者氏名。

その他、必要な書類

- 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）が必要です。

memo

広告事業者一覧

不動産・空き家	太陽不動産株式会社
相 続	司法書士法人 小屋松事務所
持ち物の整理	株式会社センク
不動産・空き家	ハウスドゥ熊本小峯
相 続	サンセントラル司法書士法人
霊園・お墓	株式会社セルモ
相 続	株式会社日本相続センター
葬 儀	株式会社 家族葬のファミリーユ
持ち物の整理	株式会社LOHAS
不動産・空き家	大英産業株式会社 熊本店 不動産流通事業部
霊園・お墓	公園墓地 菩提樹苑
相 続	税理士法人森田事務所
相 続	一般社団法人熊本県相続相談協会



不用品の片付け・処分 ゴミ屋敷・事故物件など 丸ごとお任せください

どんな状態でも
解決できます。



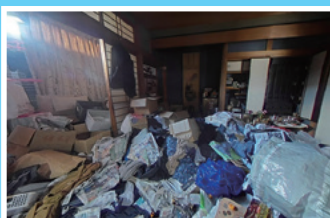
遺品整理、空き家の片付け、ゴミ屋敷の原状回復、事故物件の対応まで
様々な状況に対応できる、遺品整理専門の不動産会社です。遺品整理、不用品の処分、
不動産の売却など、ご不安なことがありましたらお気軽にご相談ください。

遺品整理
不用品
片付け



少量でも一軒丸ごとでも
お任せください。
わかりやすい見積もりを
心がけています。

ゴミ屋敷
孤独死
事故物件



臭い、汚れがひどい場合は
特殊清掃も行います。
どんな状態でもお任せください。

不動産売却
相続手続き
サポート



売却査定行います。
当社は安心と信頼の
ハトマーク(全国宅建協会)
のお店です



「空き家」「ゴミ屋敷」「孤独死」など社会課題解決に取り組んでいます

まずはご連絡下さい。現地にて状況を確認いたします。

費用のご相談

現地調査(無料)

土日祝日も対応

ご相談
専用

☎090-1884-2948

(代表)096-341-1000

遺品整理
と不動産



太陽不動産株式会社

営業時間:
9:00~18:00
定休日:不定休

〒860-0852 熊本市中央区黒髪6丁目1-27

熊本県知事(2)第5288号/熊本県宅地建物取引業協会/熊本県行政書士会 第17431856号

遺品整理士認定協会 遺品整理士/熊本市一般廃棄物収集運搬業許可 RH72-01

熊本県公安委員会 古物商許可番号 第931290000299号

ホームページは
こちら▶





相続に関するお悩み お困りごとの相談は 小屋松事務所へ!

地元・熊本で45年以上の実績、相続ご相談件数年間400件超

今後いったい何をしたらいいの?

人が亡くなると、土地や建物の名義の変更、預貯金の解約等、財産に関する手続きがいくつも必要になります。当事務所では、専門的な知識をもとに、必要な手続きや今後の流れを丁寧に説明いたします。

誰と話し合いをしないといけないの?

亡くなった人の遺した財産を相続する権利を持つのが誰なのかが分からなくては、話し合いもできません。当事務所では、ご依頼者に代わって戸籍を収集し、相続する権利を持つ方を確定させるサービスも取り扱っております。

亡くなった人の財産がわからない!

相続する権利を持つ方の確定と並んで重要なことが、亡くなられた方の財産調査です。当事務所では、ご依頼者からの情報をもとに、どこに、どんな、どれくらいの財産があるのか調査も行っております。



代表社員
小屋松 俊太

司法書士・行政書士・
家族信託専門士

ご挨拶

当事務所は司法書士・行政書士などの国家資格を中心に、熊本の皆さまの財産管理を総合支援しております。あなたの身近な相談相手として役立つことが私たちの願いであり喜びです。大切な方を亡くした悲しみに寄り添いながら、円満な相続手続が実現できるようサポートしてまいります。この機会にどうぞお気軽にご相談ください。



毎週土曜日

無料相談会開催中



司法書士法人
小屋松事務所

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-4-31
JR豊肥本線・水前寺駅北口より徒歩1分

営業時間 平日:8:45 ~ 17:45 土曜:9:15 ~ 12:15

先ずはお気軽にご連絡ください

☎096-372-8500

URL: <https://www.hikosan.jp/>



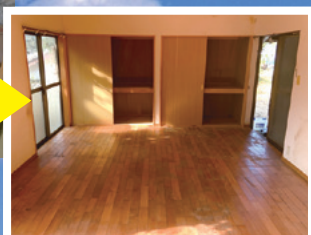
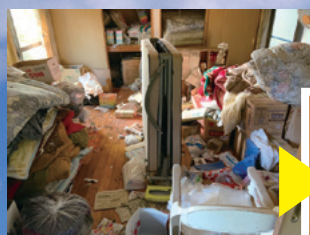
熊本県内、熊本市全域対応

特殊清掃・家財整理専門会社

遺品整理・生前整理なら創心へ



特殊清掃のプロが室内のあらゆる臭いや汚れに対応いたします。



故人様の大切な思い出の品々を心を込めて整理させていただきます。

お見積り、ご相談無料

家族の手のような丁寧な作業をお約束します。



sousin

創心

運営：
株式会社センク

☎ 096-240-2209

〒861-8064

熊本市北区八景水谷2丁目13-5

営業時間：8：00～20：00

FAX：096-276-6340

URL：<https://sousin-kumamoto.com/>

※遺品整理士：第IS22402号 ※事件現場特殊清掃士：第CSC02610号

※一般廃棄物収集運搬業者と提携

ホームページは
こちらから



大切な不動産の相続 『ご家族の思い』に寄り添い 安心のサポートを。

こんなお悩みありませんか

☐ 遠方に住んでいて管理ができない

☐ 空き家の税金が負担になりそう

☐ 残置物そのまま売却したい

☐ リフォームしたら賃貸に活かせるか

☐ 解体して駐車場に活かす費用は？

☐ 売却か活用かメリットを比較したい

ご売却等



解体
リフォーム

不動産・建築両翼の強みを活かし
トータルでご相談にお答えします

HOUSEDO

全国ネットワークで地域密着

店舗数 **721** 店舗

2025年8月現在

不動産売買仲介専門フランチャイズ



株式会社マルク

解体・リフォーム・新築まで

経験豊かな建築の

プロフェッショナルが対応致します

お気軽にお問い合わせください



株式会社マルク

TEL096-221-2925

FAX 096-221-9526

MAIL:housedo@0814marc.com

HOUSEDO

ハウズドゥ熊本小峯

【定休日】水曜日

【営業時間】10:00~18:00

熊本県知事(1)第5721号 (公社)熊本県宅地建物取引業協会会員
(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員 (一社)九州不動産公正取引協議会加盟

建設業許可番号(特-7)第18729号

家・不動産いくらかな？
今すぐ査定してみる



ハウズドゥ熊本小峯 売りたい

相続のお困りごとを丸ごとサポート

私たちにお任せください!



相続でお困りなら「サンセントラル司法書士法人」にご相談ください!



何から手を付けたら
いいかわからない



相続人が多くて
手続きが進められない



相続財産が多岐に
わたり把握できない



日中忙しく相続手続きを
進める時間がない



面識・連絡の取れない
相続人がいる



相続手続きを
揉めることなく進めたい

相続手続きをワンストップでサポート

初回相談無料

相続に強い司法書士が
相続手続きから生前対策まで一括サポート

※手続きをご依頼いただいた場合には費用が発生します



当事務所の特徴

1

女性司法書士・女性スタッフが在籍
安心してご相談いただけます

2

相続に強い税理士・弁護士・不動産会社・
保険会社等と連携してサポート!
当事務所を相続の窓口として活用いただけます

3

熊本で創業10年以上の信頼と実績
創業10年で1,200件以上の相談実績
ご相談者様に最適な方法をご提案いたします

熊本遺産相続・遺言相談センター

(運営:サンセントラル司法書士法人)

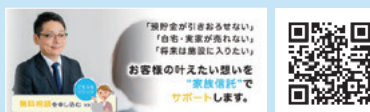
〒860-0073 熊本県熊本市西区島崎3丁目24番74号 ヴィエント島崎台II 1階

▼相続サイト



<https://sozoku-kumamoto.com/>

▼家族信託サイト



<https://kumamoto-kazokushintaku.com/>



お問合せ
電話番号

096-245-7551

予約受付時間/9:00~18:00
[土日祝は事前予約制]

セルモアフターサポート

ご供養に関するご相談は
セルモアフターサポートに
お任せください。

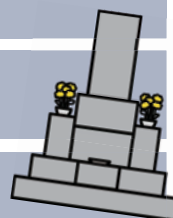


お墓参りが困難になった

お墓の後継者がいない

お骨をどこに納めるか決められない

費用を抑えたい



お墓

墓じまい・墓誌記名
墓清掃のご案内

税込 **33,000 円～**

※墓誌記名の場合

樹木葬

墓石の代わりに樹木を
シンボルとするお墓

総額 **30,000 円～**

※3寸の場合

手元供養

大切な人を身近に感じな
がら想い続ける

税込 **6,500 円～**

お気軽にお問い合わせください

セルモアフターサポート

☎ **0120-364-380**

住所：熊本県熊本市中央区琴平 1-10-10

営業時間：9:00～17:00（年中無休）



LINE からご相談 OK

公式アカウントはこちら ▶



セルモアフターサポート Q

ホームページはこちら ▶



運営元：株式会社セルモ 00384

相続・事業承継のことならワンストップ相続のルーツにお任せください！

きっと満足できる！

相続・事業承継専門コンサルティング

ご家族や経営者が突然亡くなれると、悲しみと同時に相続や会社の今後をどのようにすれば良いか、ご遺族が大変な状況に陥ってしまうケースが増えています。

「ワンストップ相続のルーツ」では、相続や事業承継について豊富な知識と経験を持つ相続ディレクターが、税理士や司法書士等のエキスパートと一緒に、相続・事業承継コンサルティングを実施しております。まず、無料相談により、相続・事業承継対策のポイントや解決策が分かります。また、対策の全てを、ワンストップで手掛けているため、無駄な時間や労力を掛けず、最も効果的な相続・事業承継対策をご提案いたします。

「相続税がかからないから大丈夫」

では済まされません！安心の先取りを

相続税の基礎控除額

3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

例) 法定相続人が妻、子ども 2 人の場合

3,000 万円 + (600 万円 × 3 人) = 4,800 万円

相続といえば、相続税のことをご心配される方が多いと思います。相続税を算出するには、①財産を評価・集計、②課税遺産総額を計算、③相続税総額を計算、④実際の相続分から相続人ごとの税額を計算、⑤各種税金控除後の各人の納付税額を計算するというプロセスを経ます。大まかには、亡くなられた時点のプラスの財産からマイナスの財産を差し引いた財産総額が、相続税の基礎控除額を超えなければ相続税はかかりません。



ご相談は無料（予約制）

相続対策や相続手続き、事業承継について、「何をしたら良いか分からない」とお悩みの方も多いと思います。相談内容は、守秘義務により保護されますので安心です。

しかし、相続税がかからないご家族ほど何も対策をされておらず、相続後に揉めてしまうケースが多いのが現状です。

どのようなお悩みにも親身に対応！

相続についてお悩みの方には、相続税・納税資金の問題、家族で揉めてしまうという争族の問題を抱え、人に相談しづらく、お一人で悩まれている方も。問題の多くは、お元気なうちに取り組まれていたら、もっと効果的な対策ができたのでは、と思うケースが多いです。また、老後や介護の対策や、ご自分が亡き後家族が生活に困らないようにするための生活設計も重要です。したがって、一人一人の取るべき対策は異なってきます。ワンストップ相続のルーツでは、相続や事業承継全般のお悩みについて、親身に対応いたします。まずはお気軽にご相談ください。



おかげさまで設立 19 周年

相続のルーツ

検索

株式会社日本相続センター

熊本市中央区桜町 4-10 甲斐田ビル 1F

営業時間 9 時～ 17 時 / 土日・祝日休

駐車場完備 / 相談無料（予約制）

☎ 096 (283) 0046

<http://www.souzoku-roots.com>



熊本市内26カ所のファミーユホールにて、あんしんの無料相談承ります。お気軽にご相談ください。

ご存じですか？

ファミーユホール、法要できます

熊本市内 26カ所



ご法要はお近くの
ファミーユホールで

Googleクチコミ
評価平均 **4.7**

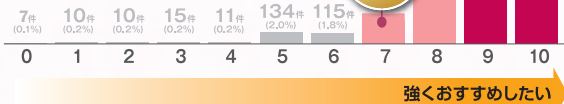
※2025年8月現在



ファミーユのお客様アンケート

Q. 今回のご葬儀を振り返って、
ファミーユを「おすすめしたい」と思いますか？

95.3%のお客様から
7点以上の推奨度
の評価をいただいています。



※上記の数字は2024年1月～12月アンケート結果(6,549件)。

“後悔したくない最後のお別れだからこそ”

価格 も **サービス品質** も **式場品質** も

家族葬のパイオニアとして、
「満足」を超える水準を追求しています。



お気軽におたずね下さい

仏壇・仏具 位牌 香典返し 料理
お墓 遺産相続 海洋散骨 遺品整理

直接ホールへ



年中無休10時～16時

予約不要

お電話で



無料
0120-365-024
24時間365日

自宅などで



訪問無料
専門スタッフが
伺います

ご相談・ご予約は(24時間365日)

家族葬のファミーユ 検索



お葬式を家族のものに。
家族葬のファミーユ

通話
無料

0120-365-024



スマホで簡単アクセス▶

株式会社家族葬のファミーユ 熊本支社 〒862-0913 熊本市東区尾ノ上3丁目1-11

家族葬のファミーユは「東証プライム」爆ホールディングスのグループ会社です(証券コード:9628)

熊本県全域に対応



遺品整理 生前整理 特殊清掃

出張
見積もり
無料

1点から
でも
対応可能

土日祝
対応可能

ご遺族への負担を軽減。
故人の想いをつなぐロハスの遺品整理サービス。

株式会社ロハスにお任せください！

LOHAS

株式会社ロハス

 **090-9792-0870**

営業時間：9時～21時

熊本営業所：熊本県熊本市西区池田4-32-32-203



ホームページからもお問合せいただけます
<https://lohaskumamoto.com/>

遺品整理士：第IS60557号
熊本県公安委員会古物商許可：第931080001086号
一般廃棄物（引越しゴミ）収集運搬業許可：第RH107-01
※一般廃棄物収集運搬に関しては、委託先業者を保持。



@LOHASKUMAMOTO.COM08

不動産に関するお手伝い

無料査定

スピード対応

秘密厳守

売却して
即現金化したい

維持管理が大変
なので売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

売却の流れを
知りたい

お困りでは
ありませんか？



創業57年の実績から「安心」と「信頼」を。

大英産業株式会社 熊本店

国土交通大臣(3)第008700号

【営業時間】10:00～18:00 【定休日】毎週水曜日、年末年始
熊本市中央区帯山5丁目8-19 FAX: 096-277-1283

公式ホームページ

お気軽に
お問い合わせください

☎ 0120-33-6791

大英産業株式会社

検索



お墓のこと、ご供養のこと、 ぼだいじゅえん まずは 菩提樹苑 にご相談ください。

菩提樹苑は、宗旨宗派を問わない総合霊園です。



規格墓・自由墓



県下最大級の規模を誇る公園墓地、5000基の墓碑が並びます。ご予算に応じて各種お選びいただけます。

納骨堂(屋内霊園)



季節や天候を気にせず快適にお墓参りができる“やさしい”納骨堂です。オンライン参拝にも対応しています。

永代供養墓(個別墓)



寺院が責任を持ち「永代」に供養、管理を行う永代供養墓。ご家族別に個別の墓石をご用意します。

永代供養墓(合同墓)



御本尊様のもとでたくさんの方々と一緒にお眠りいただくお墓です。苑内の中心に位置しています。

永代供養墓(合同墓)：1霊様5万円から

※プランによって料金が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

お墓の悩み 解決します

- 墓じまいを検討しているが、どこに相談すればよいかわからない。
- 子供がいない・娘が嫁いでいて・独身でお墓を守ることができない。
- 葬儀・お墓・ご供養をひとまとめにして検討したい。
- 身内が急に亡くなりお墓がない。
- 永代供養を検討している。
- 今後のご供養について相談したい。
- 実家や婚家のお墓に入りたくない。
- 法事のできるところを探している。
- ペットと一緒にお墓に入りたい。

亡き人を想い、今を生きる。



▲Googleマップ



▲菩提樹苑公式サイト

総合霊園 菩提樹苑

営／9:00～17:00 休／毎週水・木曜
熊本県熊本市西区島崎5丁目927-6

☎096・356・1962

🔍 ぼだいじゅえん bodaijueen.jp

昭和45年10月「墓地等経営許可証」第161号／経営母体：宗教法人本蔵院

熊本市で相続税のことなら 税理士法人 森田事務所へ

相続税申告でお困りのことはありませんか？

相続税の申告の仕方がわからない



税務署から「相続税」の
お知らせが届いた



相続税の調査が心配

一生に何度も経験されることのない相続手続きは
さまざまな事態に直面することになります

初回相談
無料

専門的な
知識と
経験

トータルでの
相談・指導
が可能

／ 当事務所におまかせください ／



税理士法人 森田事務所

Morita Licenced tax accountant Office

熊本支社

〒860-0808

熊本市中央区手取本町 4-7 マルタ號下通ビル 3F

☎ 096-212-0445

神戸本社

〒650-0001

神戸市中央区加納町 4-4-17 ニッセイ三宮ビル 6 階

☎ 078-393-2887

長崎支社

〒850-0877

長崎市築町 1-14 松井ビル 1F

☎ 095-895-7091

福岡支社

〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋ビル 6FA

☎ 092-433-2022

西宮支社

〒662-0832

西宮市甲風園一丁目 10 番 11 号 中村ビル 5 階

☎ 0798-78-2881

ホームページは
こちらから



相続
手続き

相続税
の申告

相続財産
の活用

生命保険
の整理

不動産
の売却

相続のお手続きは

一般社団法人熊本県相続相談協会が運営する

相続専門家による個別無料相談会へ ご相談ください!

相続手続きには複数の専門家
が関わってきます。
病院に専門の科があるように、
司法書士や税理士等の専門家
にも得意分野があります。
当協会では経験豊富な相続に
強い専門家が在籍し、お客様の
問題にワンストップでご対応
いたします。

相続税の
申告

借金などの
相続放棄

不動産の
売却・活用

遺産分割

不動産の
相続登記
手続き

家族信託
認知症対策



相談会は鶴屋東館9階 パレア特設会場にて毎週開催中!

人気の相談会のため
完全予約制です!

個別相談件数:年間500件以上!

相談会では各部門における相続のスペシャリストが集結!



法務 宮村 和哉
司法書士・行政書士
相続コンサルタント



税務 浦 光一郎
税理士
相続事業承継
コンサルタント



不動産 森本 康文
宅地建物取引士
CPM®不動産
経営管理士



資産管理 中 義喬
ファイナンシャル
プランナー



生命保険 森下 禎昭
ファイナンシャル
プランナー

費用 無料

会場 くまもと県民交流館パレア(鶴屋東館9階)
熊本市中央区手取本町 8-9

日時 毎週 ※詳しい日程は予約状況確認ページより
ご確認ください。

予約 HPIにて予約状況を随時更新しています。
空きをご参照の上、ご希望の日時を
右の手段のいずれかでご連絡ください。

<https://www.souzokukumamoto.com/soudankai/>

①お電話にてご予約

☎096-370-9180

【受付時間】10:00~17:00 【定休日】日・祝

②メールフォームにてご予約

予約状況確認ページ
最下部のメールフォーム
よりご予約ください。

予約状況
確認ページ
はこちら



③LINEでご予約

無料相談会公式LINEにて
ご予約できます!



一般社団法人 熊本県相続相談協会

☎096-370-9180

〒862-0941 熊本市中央区出水6丁目5番1号

営業時間 10:00~17:00 定休日 日曜・祝日

<https://www.souzokukumamoto.com/>



発 行 熊 本 市 役 所
編 集 / 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年 2026年5月作成